

令和6年度事業計画書

事業運営方針

令和6年度は公益目的事業である廃棄物処理事業及び環境保全啓発事業について、次の方針により事業運営を行う。

また、策定から5年後を目途に見直すこととしている長期経営計画（計画期間：令和元年度～13年度）については、搬入抑制策を講じた影響や近年の社会経済情勢、次期処分場建設に係る資金需要などを踏まえ、令和6年度中に見直しを行う。

1 廃棄物処理事業

(1) エコパークいずもぎきの運営

地元との協定の本旨に則った「信頼と安全の施設運営」を最優先に、顧客サービスとコスト意識に根ざした業務運営を行う。

(2) 廃棄物処理事業の計画目標

次期処分場の完成時期を念頭に、切れ目のない廃棄物受入態勢の実現と必要な財源を確保するための適正な処理量となるよう努めていく方針のもと、処理料金引き上げ後の搬入実績を踏まえ、令和6年度の計画目標を以下のとおり設定する。

処理量 41,600トン 料金収入1,530,000千円

(3) 次期処分場建設準備の本格化

施設整備の事業主体として、「信頼と安全の施設運営」と「健全な事業運営」が可能となる基本計画・基本設計のとりまとめを行うとともに、地元合意を前提に、実施設計や用地取得など必要な事業を進めていく。

県及び上越市の協力のもと、上越市柿崎区に開設している業務拠点を発展的に改組して上越建設事務所を設置するとともに、人員体制を拡充する。

【令和5年度】

■上越業務課

職員数	6人
県から派遣	3人
上越市から派遣	2人
事業団採用	1人

【令和6年度】

■上越建設事務所

職員数	8人
県から派遣	4人
上越市から派遣	2人
事業団採用	2人



2 環境保全啓発事業

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく新潟県地球温暖化防止活動推進センターの事業として、県民や事業者に対する普及啓発に取り組むほか、引き続き、リサイクル推進事業の他、事業団の環境保全普及啓発事業を行う。

(1) 地域における地球温暖化防止活動促進事業（環境省補助、県委託事業）

市町村や大学等と連携して地球温暖化防止の普及啓発を行うとともに、国が取り組む「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」や、県が取り組む「2050 新潟カーボンゼロチャレンジ」の普及等を行う。

(2) 地球温暖化防止活動推進員等活動支援事業（県委託事業）

地球温暖化防止活動推進員に対し研修会を開催するとともに、地域の環境講座への派遣等を行う。

(3) 事業者向け地球温暖化防止活動啓発事業（環境省補助、県委託事業）

県と共同で設置した推進協議会（プラットフォーム）を運営するほか、県内中小事業者等の地球温暖化防止の取組を促進するため、HP の活用やセミナーの開催等により情報提供・相談業務等を行う。

(4) 「リサイクルアドバイザー」設置業務（県委託事業）

産業廃棄物のリサイクルに係るアドバイス業務を実施するとともに、優れた3Rの取組などの情報収集や発信を行う。

(5) 環境保全普及啓発事業（事業団事業）

環境イベントへの参加、環境保全に関する地域活動の支援、環境学習の取組の推進等を行う。